

○公営住宅は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅法や高齢者住まい法で規定する公営住宅の使用に関するもののほか、補助金適正化法第22条に基づく大臣承認を得た上で、事業主体が地方自治法第238条の4第7項（行政財産の使用許可）に基づく承認を行うことにより、目的外使用させることができる。

○また、通知により予め公営住宅の目的外使用が認められる類型を明示し、承認手続等を簡素化しているものもある。

## 目的外使用の対象

### ■法令で明示しているもの

- ◆公営住宅法※…（第45条第1項）社会福祉事業のうち厚生労働省との共同省令で定めるもの  
グループホーム事業（虐待を受けた児童等、認知症高齢者、精神障害者、知的障害者、身体障害者）、  
ホームレス自立支援事業、生活困窮者一時生活支援事業（第1号に掲げる事業に限る。）  
（第45条第2項）みなし特定公共賃貸住宅
- ◆高齢者すまい法…登録住宅※、高齢者向け優良賃貸住宅

### ■通知で明示しているもの

- ・災害被災者
- ・配偶者からの暴力被害者（DV被害者）※
- ・犯罪被害者等※
- ・外国人（留学生）＜留学生向けの宿舍の確保が困難な状況である場合＞※
- ・離職者（解雇等により住居の退去を余儀なくされる者等）※
- ・シックハウス症候群患者※
- ・地域再生計画に基づくもの＜農業研修、コミュニティ拠点、お試し移住住宅事業など＞※
- ・地域対応活用する場合＜若年単身世帯、UJIターンなど＞※
- ・住まいに困窮する者を入居させ、見守り等の自立支援を行う事業者（居住支援法人、社会福祉法人、NPO法人等）※

### ■その他、個別に承認しているものの例

- ・集会所、駐車場など

※包括承認の対象…事後報告により承認があったものと取扱う